

公開買付説明書の訂正事項分 (2回目)

平成30年7月

ソフトバンク株式会社
(対象者：ヤフー株式会社)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	ソフトバンク株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【電話番号】	03-6889-2000(代表)
【事務連絡者氏名】	財務統括 財務戦略本部 本部長 廣野 公一
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	ソフトバンク株式会社 (東京都港区東新橋一丁目9番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、ソフトバンク株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ヤフー株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

- (注10) 本公開買付け及び本自社株公開買付け(当社が、平成30年7月11日付で提出いたしました公開買付け届出書(平成30年7月17日付で提出いたしました公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の「第1 公開買付け要項」の「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に定義されます。以下、本公開買付けと併せて、「本両公開買付け」と総称します。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本両公開買付けには適用されず、本両公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。また、当社及び対象者(以下「公開買付け者ら」と総称します。)は米国外で設立された法人であり、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注11) 本両公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとし、本両公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとし、
- (注12) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付け者ら又はそれらの関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付け者らが有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付け者ら又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注13) 公開買付け者らの各フィナンシャル・アドバイザー及びそれらの関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本両公開買付けの開始前、又は本両公開買付けの買付け等の期間中に本両公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国においても類似の方法により開示が行われます。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

平成30年7月11日付で提出いたしました公開買付届出書(平成30年7月17日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の9第3項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第24条第5項の規定に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

- 5 買付け等を行った後における株券等所有割合

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

- (1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計
- (3) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)
- (4) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)
 - ① 特別関係者
 - ② 所有株券等の数

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1 【公開買付要項】

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	6,138,888
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年7月11日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年7月11日現在)(個)(g)	20,719,264
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(平成30年3月31日現在)(個)(j)	56,940,030
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j) (%)	10.78
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	47.17

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年7月11日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)が所有する株券等及び対象者が所有する自己株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、当社は本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認のうえ、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成30年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成30年6月18日に提出した第23期有価証券報告書に記載された平成30年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、上記有価証券報告書に記載された、平成30年6月18日現在の発行済株式総数(5,696,905,200株)(ただし、平成30年6月1日から平成30年6月18日までの対象者の新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。)から、平成30年6月18日現在の対象者が所有する自己株式数(2,835,585株)(ただし、平成30年6月1日から平成30年6月18日までの対象者による単元未満株式の買取による株式数は含まれていません。)を控除した株式数(5,694,069,615株)に係る議決権の数である56,940,696個を「対象者の総株主等の議決権の数(平成30年3月31日現在)(個)(j)」として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	6,138,888
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年7月11日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年7月11日現在)(個)(g)	20,719,264
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(平成30年3月31日現在)(個)(j)	56,940,030
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j) (%)	10.78
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$) (%)	47.17

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年7月11日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)が所有する株券等及び対象者が所有する自己株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成30年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成30年6月18日に提出した第23期有価証券報告書に記載された平成30年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、上記有価証券報告書に記載された、平成30年6月18日現在の発行済株式総数(5,696,905,200株)(ただし、平成30年6月1日から平成30年6月18日までの対象者の新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。)から、平成30年6月18日現在の対象者が所有する自己株式数(2,835,585株)(ただし、平成30年6月1日から平成30年6月18日までの対象者による単元未満株式の買取による株式数は含まれていません。)を控除した株式数(5,694,069,615株)に係る議決権の数である56,940,696個を「対象者の総株主等の議決権の数(平成30年3月31日現在)(個)(j)」として計算しております。
- (注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(平成30年7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	20,719,368(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	20,719,368	—	—
所有株券等の合計数	20,719,368	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、平成30年7月11日現在、対象者株式を2,835,585株(ただし、平成30年6月1日から平成30年7月11日までの対象者による単元未満株式の買取による株式数は含まれていません。)を所有しておりますが、すべて自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数104個を含めております。

(注3) なお、当社は本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認のうえ、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(訂正後)

(平成30年7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	20,720,542(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	18,645	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	20,739,187	—	—
所有株券等の合計数	20,739,187	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(18,645)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、平成30年7月11日現在、対象者株式を2,835,585株(ただし、平成30年6月1日から平成30年7月11日までの対象者による単元未満株式の買取による株式数は含まれていません。)を所有しておりますが、すべて自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数19,923個を含めておりません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(訂正前)

(平成30年7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	20,719,368 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	20,719,368	—	—
所有株券等の合計数	20,719,368	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(2)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、平成30年7月11日現在、対象者株式を2,835,585株(ただし、平成30年6月1日から平成30年7月11日までの対象者による単元未満株式の買取による株式数は含まれていません。)を所有しておりますが、すべて自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数104個を含めております。

(注3) なお、当社は本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認のうえ、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(訂正後)

(平成30年7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	20,720,542 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	18,645	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	20,739,187	—	—
所有株券等の合計数	20,739,187	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(18,645)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、平成30年7月11日現在、対象者株式を2,835,585株(ただし、平成30年6月1日から平成30年7月11日までの対象者による単元未満株式の買取による株式数は含まれていません。)を所有しておりますが、すべて自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数19,923個を含めております。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

① 【特別関係者】

(訂正前)

<前略>

(平成30年7月11日現在)

氏名又は名称	藤原 和彦
住所又は所在地	東京都港区東新橋一丁目9番1号
職業又は事業の内容	ソフトバンク株式会社 取締役 専務執行役員 兼 CFO 財務統括
連絡先	連絡者 ソフトバンク株式会社 財務統括 財務戦略本部 本部長 廣野 公一 連絡場所 東京都港区東新橋一丁目9番1号 電話番号 03-6889-2000(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(訂正後)

<前略>

(平成30年7月11日現在)

氏名又は名称	藤原 和彦
住所又は所在地	東京都港区東新橋一丁目9番1号
職業又は事業の内容	ソフトバンク株式会社 取締役 専務執行役員 兼 CFO 財務統括 ソフトバンク コマース&サービス株式会社 取締役 ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社 取締役 SBクラウド株式会社 監査役
連絡先	連絡者 ソフトバンク株式会社 財務統括 財務戦略本部 本部長 廣野 公一 連絡場所 東京都港区東新橋一丁目9番1号 電話番号 03-6889-2000(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年7月11日現在)

氏名又は名称	土橋 康成
住所又は所在地	東京都港区六本木二丁目4番5号
職業又は事業の内容	SBメディアホールディングス株式会社 代表取締役社長 SBクリエイティブ株式会社 代表取締役社長 アイティメディア株式会社 取締役 SBヒューマンキャピタル株式会社 代表取締役会長 リアライズ・モバイル・コミュニケーションズ株式会社 取締役 ツギクル株式会社 代表取締役社長 SBアットワーク株式会社 監査役
連絡先	連絡者 SBメディアホールディングス株式会社 管理部 連絡場所 東京都港区六本木二丁目4番5号 電話番号 03-5549-1300
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年 7月11日現在)

氏名又は名称	谷田 智昭
住所又は所在地	東京都千代田区紀尾井町1番3号
職業又は事業の内容	ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社
連絡先	連絡者 ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社 管理本部総務部 連絡場所 東京都港区東新橋一丁目9番2号 電話番号 03-6889-2195
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年 7月11日現在)

氏名又は名称	上野 光正
住所又は所在地	東京都新宿区新宿六丁目27番30号 新宿イーストサイドスクエア17階
職業又は事業の内容	ソフトバンク・テクノロジー株式会社 監査役
連絡先	連絡者 ソフトバンク・テクノロジー株式会社 法務部 連絡場所 東京都新宿区新宿六丁目27番30号 新宿イーストサイドスクエア17階 電話番号 03-6892-3061
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年 7月11日現在)

氏名又は名称	林 靖
住所又は所在地	東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー37階
職業又は事業の内容	株式会社One Tap BUY 監査役
連絡先	連絡者 株式会社One Tap BUY 管理部 連絡場所 東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー37階 電話番号 03-6447-4915
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年 7月11日現在)

氏名又は名称	河野 浩郷
住所又は所在地	78 shenton way #11-01 Singapore
職業又は事業の内容	SoftBank Telecom Singapore Pte, Ltd, Director SoftBank Telecom India Pvt. Ltd., Director BBIX SINGAPORE PTE. LTD. Director
連絡先	連絡者 SoftBank Telecom Singapore Pte, Ltd, 連絡場所 78 shenton way #11-01 Singapore 電話番号 +65-9649-8657
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年7月11日現在)

氏名又は名称	佐子山 慶一郎
住所又は所在地	GRA 127 & GRA 125, WeWork Bristol Chowk, Platina Tower, M.G. Road, Sector-28, Gurugram 122001 Haryana, INDIA
職業又は事業の内容	SoftBank Telecom India Pvt. Ltd., Director
連絡先	連絡者 SoftBank Telecom India Pvt. Ltd. 連絡場所 GRA 127 & GRA 125, WeWork Bristol Chowk, Platina Tower, M.G. Road, Sector-28, Gurugram 122001 Haryana, INDIA 電話番号 +91 7042-040353
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年7月11日現在)

氏名又は名称	北岸 郁雄
住所又は所在地	東京都港区東新橋一丁目9番2号
職業又は事業の内容	SBドライブ株式会社 取締役
連絡先	連絡者 SBドライブ株式会社管理部 人事総務課 連絡場所 東京都港区東新橋一丁目9番2号 電話番号 070-3191-0250
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年7月11日現在)

氏名又は名称	高田 徹
住所又は所在地	東京都港区東新橋一丁目9番2号
職業又は事業の内容	SBドライブ株式会社 取締役 OpenStreet株式会社 取締役
連絡先	連絡者 SBドライブ株式会社管理部 人事総務課 連絡場所 東京都港区東新橋一丁目9番2号 電話番号 070-3191-0250
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年7月11日現在)

氏名又は名称	近藤 暢章
住所又は所在地	東京都港区東新橋一丁目9番1号
職業又は事業の内容	株式会社SHマーケティング 取締役
連絡先	連絡者 株式会社SHマーケティング 管理部 高木 彩音 連絡場所 東京都港区東新橋一丁目9番1号 電話番号 070-1640-9112
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年7月11日現在)

氏名又は名称	中山 一郎
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内一丁目6番地5号
職業又は事業の内容	Pay株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 Pay株式会社 経営推進本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番地5号 電話番号 080-3240-5291
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年7月11日現在)

氏名又は名称	小澤 隆生
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内一丁目6番地5号
職業又は事業の内容	Pay株式会社 取締役
連絡先	連絡者 Pay株式会社 経営推進本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番地5号 電話番号 080-3240-5291
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年7月11日現在)

氏名又は名称	畑中 基
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内一丁目6番地5号
職業又は事業の内容	Pay株式会社 取締役
連絡先	連絡者 Pay株式会社 経営推進本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番地5号 電話番号 080-3240-5291
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年7月11日現在)

氏名又は名称	瀬越 俊哉
住所又は所在地	東京都千代田区紀尾井町1番3号
職業又は事業の内容	Pay株式会社 監査役
連絡先	連絡者 Pay株式会社 経営推進本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番地5号 電話番号 080-3240-5291
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年7月11日現在)

氏名又は名称	蒲 俊郎
住所又は所在地	東京都港区虎ノ門五丁目11番2号
職業又は事業の内容	株式会社J.Score 監査役(非常勤)
連絡先	連絡者 城山タワー法律事務所 連絡場所 東京都港区虎ノ門五丁目11番2号 電話番号 03-5408-3331
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年7月11日現在)

氏名又は名称	鳥谷 克幸
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿7丁目20番1号 住友不動産西新宿ビル25階
職業又は事業の内容	株式会社ジーニー 社外取締役(監査等委員)
連絡先	連絡者 株式会社ジーニー 経営企画室 連絡場所 東京都新宿区西新宿7丁目20番1号 住友不動産西新宿ビル25階 電話番号 03-5337-8210
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年7月11日現在)

氏名又は名称	菅野 大輔
住所又は所在地	東京都港区東新橋一丁目9番1号
職業又は事業の内容	kt-SB data service Co., Ltd. Director
連絡先	連絡者 ソフトバンク株式会社 ICTイノベーション本部エンジニアリング推進部 連絡場所 東京都港区東新橋一丁目9番1号 電話番号 080-3345-9933
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年7月11日現在)

氏名又は名称	佐藤 満
住所又は所在地	東京都中央区銀座4丁目12番15号 歌舞伎座タワー17階
職業又は事業の内容	株式会社ストライプデパートメント 専務取締役 最高執行責任者 (COO) 事業統括本部長
連絡先	連絡者 株式会社ストライプデパートメント 事業統括本部 連絡場所 東京都中央区銀座4丁目12番15号 歌舞伎座タワー17階 電話番号 03-3524-0766
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年7月11日現在)

氏名又は名称	阿部 泰芳
住所又は所在地	東京都千代田区紀尾井町1番3号 東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
職業又は事業の内容	ジェイペイ株式会社 代表清算人
連絡先	連絡者 ジェイペイ株式会社ビジネス企画部 連絡場所 東京都千代田区紀尾井町1番3号 東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー 電話番号 03-6898-1829
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年7月11日現在)

氏名又は名称	瀧 進太郎
住所又は所在地	東京都港区東新橋一丁目9番2号
職業又は事業の内容	BBソフトウェア株式会社 取締役 目標商質諮詢(深セン)有限公司 董事
連絡先	連絡者 BBソフトウェア株式会社 総務部 連絡場所 東京都中央区銀座6丁目18番2号 野村不動産銀座ビル14階 電話番号 03-3545-2045
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年7月11日現在)

氏名又は名称	八代 峰樹
住所又は所在地	東京都港区東新橋一丁目9番2号
職業又は事業の内容	OpenStreet株式会社 監査役
連絡先	連絡者 OpenStreet株式会社 管理部 連絡場所 東京都港区東新橋一丁目9番2号 電話番号 03-6889-2066
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

②【所有株券等の数】

(訂正前)

<前略>

藤原 和彦

(平成30年7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	104 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	104	—	—
所有株券等の合計数	104	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(訂正後)

<前略>

藤原 和彦

(平成30年7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	104 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	104	—	—
所有株券等の合計数	104	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

土橋 康成

(平成30年 7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	2 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	2	—	—
所有株券等の合計数	2	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

谷田 智昭

(平成30年 7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	454 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	260	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	714	—	—
所有株券等の合計数	714	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(260)	—	—

上野 光正

(平成30年 7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	2 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	2	—	—
所有株券等の合計数	2	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、株式累積投資における持分に相当する対象者株式255株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数を2個として含めております。

林 靖

(平成30年 7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	32 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	32	—	—
所有株券等の合計数	32	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

河野 浩郷

(平成30年 7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	32 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	32	—	—
所有株券等の合計数	32	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

佐子山 慶一郎

(平成30年 7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1	—	—
所有株券等の合計数	1	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

北岸 郁雄

(平成30年 7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	148 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	10	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	158	—	—
所有株券等の合計数	158	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(10)	—	—

高田 徹

(平成30年 7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	85 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	3,810	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	3,895	—	—
所有株券等の合計数	3,895	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(3,810)	—	—

近藤 暢章

(平成30年 7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	6	—	—
所有株券等の合計数	6	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

中山 一郎

(平成30年 7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	0 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	3,100	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	3,100	—	—
所有株券等の合計数	3,100	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(3,100)	—	—

小澤 隆生

(平成30年 7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	2 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	10,800	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	10,802	—	—
所有株券等の合計数	10,802	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(10,800)	—	—

畑中 基

(平成30年 7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	0 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	19	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	19	—	—
所有株券等の合計数	19	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(19)	—	—

瀬越 俊哉

(平成30年 7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	50 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	346	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	396	—	—
所有株券等の合計数	396	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(346)	—	—

蒲 俊郎

(平成30年 7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	30 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	30	—	—
所有株券等の合計数	30	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

鳥谷 克幸

(平成30年 7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	7 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	7	—	—
所有株券等の合計数	7	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

菅野 大輔

(平成30年7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	6	—	—
所有株券等の合計数	6	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

佐藤 満

(平成30年7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	114 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	114	—	—
所有株券等の合計数	114	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、株式累積投資における持分に相当する対象者株式4,958株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数を49個として含めております。

阿部 泰芳

(平成30年7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	48 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	48	—	—
所有株券等の合計数	48	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として付与された対象者株式3,500株に係る議決権の数を35個として含めております。なお、かかる対象者株式には、平成29年7月20日から平成32年8月1日までの譲渡制限が付されております。

瀧 進太郎

(平成30年7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1	—	—
所有株券等の合計数	1	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

八代 峰樹

(平成30年7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	154 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	300	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	454	—	—
所有株券等の合計数	454	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(300)	—	—